

**デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する検討会
(第 1 回)**

**事務局提出資料
(検討会について)**

令和 8 年 7 月 総務省

○趣旨

人口減少下で市町村の経営資源が制約されていく状況を踏まえ、デジタル技術の活用により、住民基本台帳やマイナンバーカード等に係る市町村の事務負担を軽減することで、住民サービスの維持・向上に繋げるための方策について幅広く議論を行う。

○検討項目

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
 - (1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策
 - (2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

○開催日程

第1回 令和7年4月8日（火）～ 第6回 令和8年3月4日（水）

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ 最終とりまとめ（概要）

- 住民基本台帳やマイナンバーカード関連事務について、地方公共団体の経営資源が制約される中でも持続可能となるよう、デジタル技術の更なる活用により効率的・効果的に事務処理を行う方策を、以下のとおり整理した。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

課題：住民票の写しは、年間約4,098万件（令和5年）が窓口で交付されている。

- 行政機関は、住基ネットで4情報（氏名・生年月日・性別・住所）を確認可能。既に住基ネットを利用可能な機関において**住基ネットの利用を徹底**。
- 民間事業者は、マイナンバーカードや電子証明書により、4情報を確認可能。**カード機能のスマートフォン搭載や、住所変更情報等を事業者に提供する最新4情報提供サービスの普及を促進**。
- コンビニ交付の利用率向上のため、先進的取組（期間限定で料金引下げ、広報動画配信等）を周知・横展開。より受益に応じた適切かつ持続可能な費用負担構造への見直しが必要**（負担金への従量制導入等の検討）。国の支援の下、**課税証明書の広域交付等の実装を推進**。
- 本人確認書類である**住民票の写しをPDF化し電子交付することは、複製によるなりすまし等のリスクが大きい。本人の情報を電子送信する最新技術（Verifiable Credential※等）の活用可能性を、引き続き検討**。

※電子的に発行された証明書情報を本人が端末で管理し、当該情報のうち必要なものを電子的に相手方に提供するもの。

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

課題：都道府県は直接、自都道府県内の住民情報を一括取得できない。

- 今後、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加すると想定されることから、都道府県が、**自都道府県内住民の本人確認情報を一括で取得できるよう、令和9年度中の機能実装を目指し、必要なシステム開発等を進める**。

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

課題：今後、マイナンバーカードや電子証明書の更新が急増する見込み。

- マイナンバーカードの交付事務のうち、交付前設定※1のJ-LISへの集約化や送付先情報の最新化作業※2に係る自動化機能の実装など、デジタル化を基本とする効率化方策を推進し、今後も不断の見直しを検討**。
※1カードを本人に引き渡す前に、券面の情報と住基情報との照合等を行う作業。
※2有効期限切れ通知の送付のため、対象者の情報を住基情報を元に最新化する作業。
- 転入手続のオンライン化は、居住実態の適切な確認、マイナンバーカードや電子証明書に記載される住所の書換え等が課題。次期マイナンバーカードの次を見据えて、アドレス・ベース・レジストリの取組の進捗や、本人確認情報としての住所の必要性を踏まえた上での検討が望まれる。

(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

課題：市町村に置かれるCS（コミュニケーションサーバ）に係る管理運用負担がある。

- 住民記録システムの標準化の進展等を踏まえ、今後、CSの機能をJ-LIS側システム等に移管し、**CSを廃止することを前提に、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的検討を進める**。
- 廃止に先立ち、プログラム配布方法の見直し等により負担を軽減。

(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

課題：都道府県サーバや代表端末に係る費用負担や管理運用負担がある。

- 都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図る**。災害時に備えたバックアップサイトによる冗長性の確保については、求められる機能を精査し費用の低廉化を図った上で都道府県の理解が得られた上で推進。
- 代表端末を廃止することで負担を軽減。

○開催趣旨

人口減少下で市町村の経営資源が制約されていく状況を踏まえ、デジタル技術の活用により、住民基本台帳やマイナンバーカード等に係る市町村の事務負担を軽減することで、住民サービスの維持・向上に繋げるための方策を幅広く議論することを目的として検討会を開催する。

○構成員

(座長)

大屋 雄 裕 慶應義塾大学法学部教授

(構成員)

小 尾 高 史 東京科学大学総合研究院教授

海 藤 敏 之 山形県大石田町企画情報課長

柿 崎 淑 郎 東海大学情報通信学部教授

楠 正 憲 デジタル庁統括官

小 林 崇 千葉県総務局情報経営部業務改革推進課長

小 堀 陽 平 鳥取県地域社会振興部市町村課長

櫻 井 美穂子 国際大学大学院国際経営学研究科准教授

杉 田 剛 狛江市企画財政部未来戦略室長

巽 智 彦 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

早 川 有 紀 関西学院大学法学部教授

松 前 恵 環 駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部准教授

三 輪 貴 大 東京都総務局行政部行政企画担当課長

(オブザーバー)

荻 野 敦 地方公共団体情報システム機構理事

(住民基本台帳ネットワーク全国センター長)

西 泉 彰 雄 地方公共団体情報システム機構個人番号センター長

山 口 真 矢 地方公共団体情報システム機構

ICTイノベーションセンター長

全国知事会

全国市長会

全国町村会

想定している主な検討項目（案）

本検討会では、昨年度の住基WGの検討課題のうち、引き続き検討を要する事項の検討とともに、分権提案で挙げられた課題などから新規の検討事項についての検討も行う。

	主な検討項目（案）
住民基本台帳事務に係る負担軽減方策	（引き続き検討を要する事項） ・住基ネット利用の阻害要因とされる住基ネット端末の未整備などの課題への対応方策
	（引き続き検討を要する事項） ・公的個人認証を活用した最新4情報提供サービスの更なる普及方策
	（引き続き検討を要する事項） ・VC（Verifiable Credential）に係るデジタル庁の検討を踏まえた、住民票の写しの電子交付に係る対応の方向性の検討【P.6参照】
	（とりまとめ後の状況報告を行う事項） ・コンビ二交付の費用負担構造の見直しに係る方向性の検討、課税証明書の広域交付等の実装に係る状況の報告【P.7参照】
マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策	（とりまとめ後の状況報告を行う事項） ・マイナンバーカードの交付前設定のJ-LISへの集約化の検討結果の報告
住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策	（引き続き検討を要する事項） ・CSの廃止に向けた機能の棚卸しとその結果を踏まえた機能移管の方向性の検討
	（引き続き検討を要する事項） ・都道府県サーバ・全国サーバのバックアップサイトに求められる機能と整備費用等の精査、サーバの機器統合と併せて都道府県の理解を得る方策【P.8,9参照】

※ 検討項目については、状況に応じ変更もあり得る

(参考) 令和8年度のデジタル社会の実現に向けた重点計画のVC関係記載について

デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和8年7月21日（抜粋）

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(2) 自治体のAX/DX基盤の高度化・強靱化

③ 「自律型」「提案型」行政サービスの実現に向けた取組

エ 公的証明書の電子交付・申請を支える環境の構築

○ 国民が自身の様々な証明書を電子的に保管し、各種の官民への手続等に際してプライバシーに配慮しつつ検証可能な形で提示できる社会環境を構築する。このために、身元・資格などの属性情報等を検証可能かつ、データを自動処理可能な形で扱うための新技術であるベリファイアブル・クレデンシャル（VC）及びデジタル・アイデンティティ・ウォレット（DIW）を活用した証明書の電子化・高度化を目指す。令和8年度には、住民票の写し等の具体的な証明書の所管省庁等と連携しながら、VC・DIWを活用する際に基本的に満たすべき共通的な技術・運用要件の整理を行った上で、令和9年度中を目途に取りまとめる。また、これらの利用環境として求められる、VCの発行機能、格納・提示を行うDIW及び検証機能等を念頭に、行政による利活用実現に向けて政府として提供すべき機能を特定し、令和9年度中に整理する（（4）③参照）。

(4) AX/DXの徹底的推進による経済成長の加速

③ データ連携・利活用を促進する環境整備

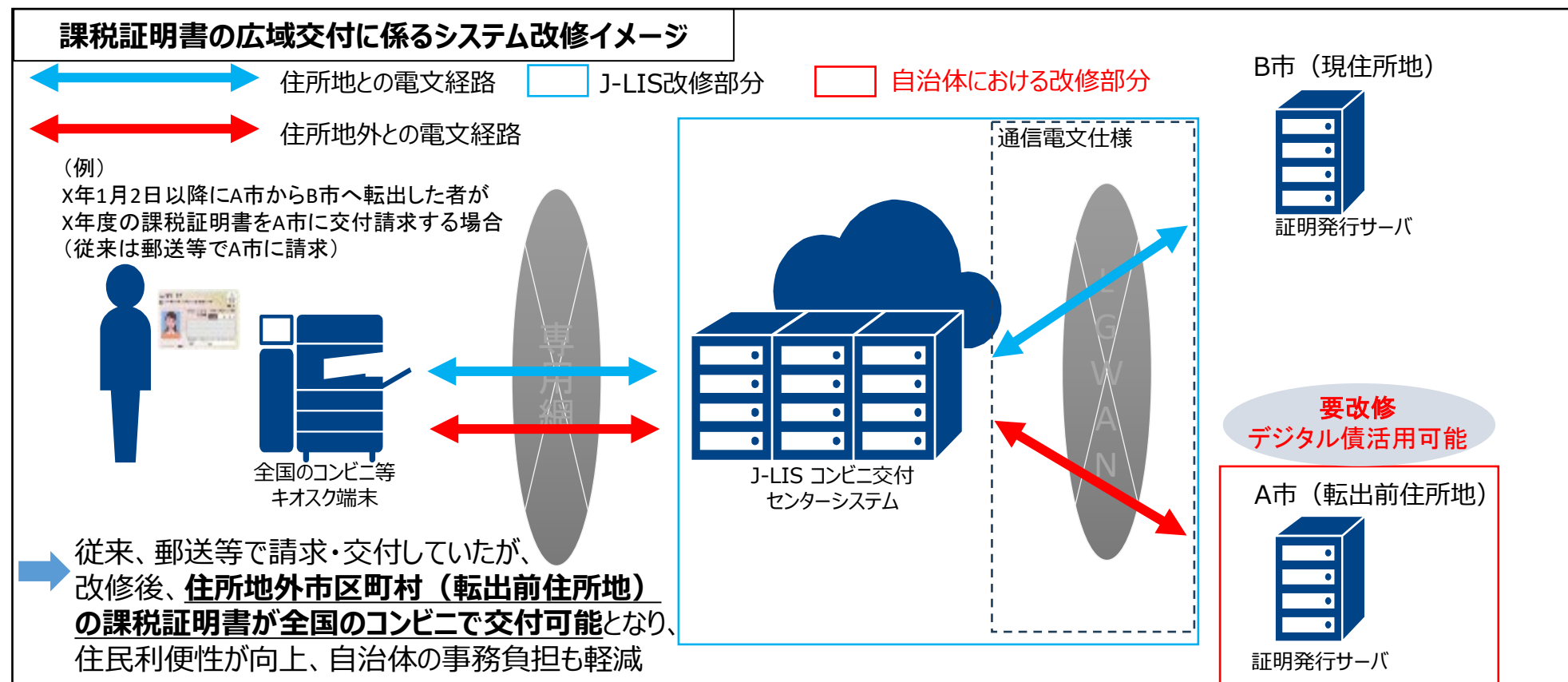
イ 証明書のデジタル活用の高度化に向けた取組

○ 安心・安全なデータ連携・利活用推進及び行政手続のデジタル完結に向けた取組を推し進める。その取組に際しては、関連する制度等を所管する関係省庁間で連携して必要な措置を講ずる。

○ 特に、**VC及びDIWを活用した証明書の電子化・高度化に向け、国内で行政が発行もしくは受領する証明書をVC・DIWを用いて電子化・高度化する初のユースケースを令和10年度までに創出し、令和12年度までに複数社会実装することで、誰もが利便性や安心・安全を実感でき、AIによる証明書処理にもつながる社会環境の構築を目指す。令和8年度には、住民票の写し等の具体的な証明書の所管省庁等と連携しながら、VC・DIWを活用する際に基本的に満たすべき共通的な技術・運用要件の整理を行った上で、令和9年度中を目途に取りまとめる。これらの利用環境として求められる、VCの発行機能、格納・提示を行うDIW及び検証機能等を念頭に、行政による利活用実現に向けて政府として提供すべき機能を特定し、令和9年度中に整理する。**

(参考) 課税証明書の広域交付等の改修に係るデジタル活用推進事業債の活用について

- 令和6年度地方分権提案※（コンビニでの課税証明書の広域交付）を受け、令和8年度にJ-LIS コンビニ交付センターシステムを改修し、課税証明書の広域交付を可能とする予定（R9年度より運用開始予定）。
- **運用開始にあたり、自治体の証明発行サーバ等も改修が必要なため、自治体に対し、デジタル活用推進事業債を活用し、積極的な改修を依頼した。** ※「当該年度の初日の属する年の賦課期日（1月1日）より後に転出した者に係る当該年度の個人住民税の課税証明書等をコンビニ交付に対応させること」



デジタル活用推進事業債対象例（コンビニ交付関連）

- コンビニ交付サービスの提供に必要な証明発行サーバ等の自治体システム等の導入・改修費用（自治体基盤クラウドシステム（BCL）を利用してサービス提供する場合を含む。）
- J-LISシステム（コンビニ交付センターシステム等）改修のための自治体負担金（生じる場合）

(参考) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策（都道府県） サーバの統合

令和8年度第1回地方公共団体連絡調整会議 総務省説明資料抜粋

都道府県サーバの個別設置を廃止し、全国サーバと機器統合・高性能化を行うことにより、**サーバの台数を大幅に削減**する。
これにより、**機器導入・保守費の低減**や**運用保守の効率化**を図る。

現行システム（全国サーバ）



現行システム（都道府県サーバ）



集約

次期システム（全国・都道府県サーバ統合）



サーバの台数を大幅に削減

(参考) バックアップサイト構築のイメージ

令和8年度第1回地方公共団体連絡調整会議 総務省説明資料抜粋

	現行 (バックアップ遠隔地転送方式)		バックアップサイト構築後 (コールドスタンバイ方式)	
	メインサイト	DRサイト	メインサイト	DRサイト
施設 (DC、NW回線、電気施設等)	データセンター	なし	データセンター	データセンター
資産 (サーバ、端末、NW機器等)	ハードウェア	なし	ハードウェア	ハードウェア
資産 (データ等)	データ	バックアップデータ	データ	データ
サービス継続性	△ (業務再開に向けた機器調達が難航した場合、長期間停止の懸念がある)		○ (一般的には数時間から数日程度の停止)	
データの完全性	○ (前回保管時点に戻る)		◎ (直前まで復旧可能)	
コスト	◎		△ (メインサイトを2つ構築するのと同程度の費用がかかる)	

想定している主な検討項目（案）

本検討会では、昨年度の住基WGの検討課題のうち、引き続き検討を要する事項の検討とともに、分権提案で挙げられた課題などから新規の検討事項についての検討も行うこととしたい。

新規検討事項	概要
・住民票コード記載通知書の廃止 （分権提案）	資料 3 を参照
・住基ネット等における文字に係る 課題への対応	地方公共団体の基幹業務システムの標準化により自治体のシステムで使用されることになる「行政事務標準文字」と、住基ネットにおいて使用されている「住基ネット統一文字」で取り扱っている文字範囲に差が生じており、当該状況への対応について検討を行うもの

※ 検討項目については、状況に応じ変更もあり得る

(参考) 住基ネット統一文字コードと行政事務標準文字について

○ 住基ネット統一文字

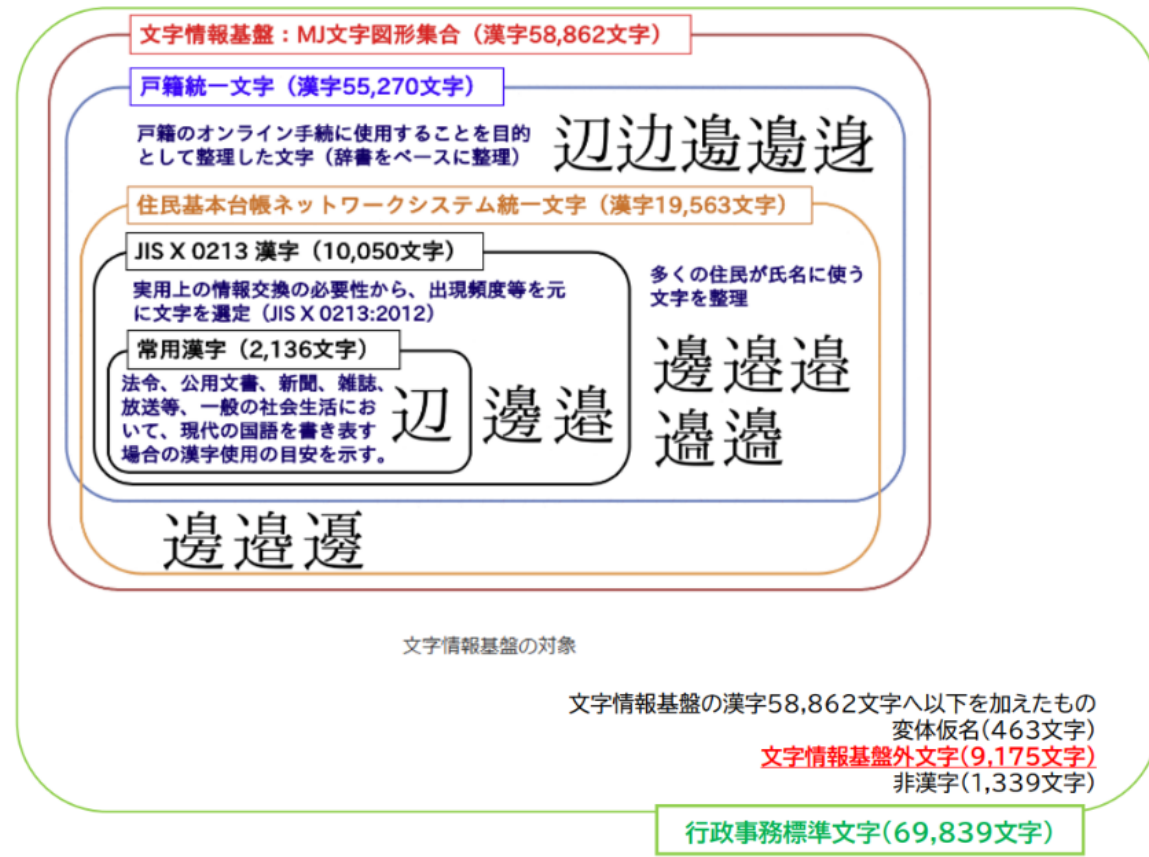
住民基本台帳ネットワークシステム上で使用される文字。約20,000文字を収録。

JIS X 0213までの規格に対応するとともに、ベンダー毎に異なるメインフレーム系文字コードをはじめ、独自に作成した外字や地名に用いられている外字等の実態調査を実施することにより、地方公共団体が使用する文字を極力収録した。

住基ネット統一文字に収録されなかった文字がある場合は、各団体ごとに外字を作成し、利用することとしている。住基ネットでは、これを「残存外字」としている。

○ 行政事務標準文字

文字情報基盤(MJ)(戸籍統一文字や住民基本台帳ネットワーク統一文字を網羅し、全ての国民の氏名をコンピューターで扱えるようにするために2011年に策定された約6万字)と、実際に戸籍に使用されている文字の絞り込み等を行った約1万字を合わせた約7万字

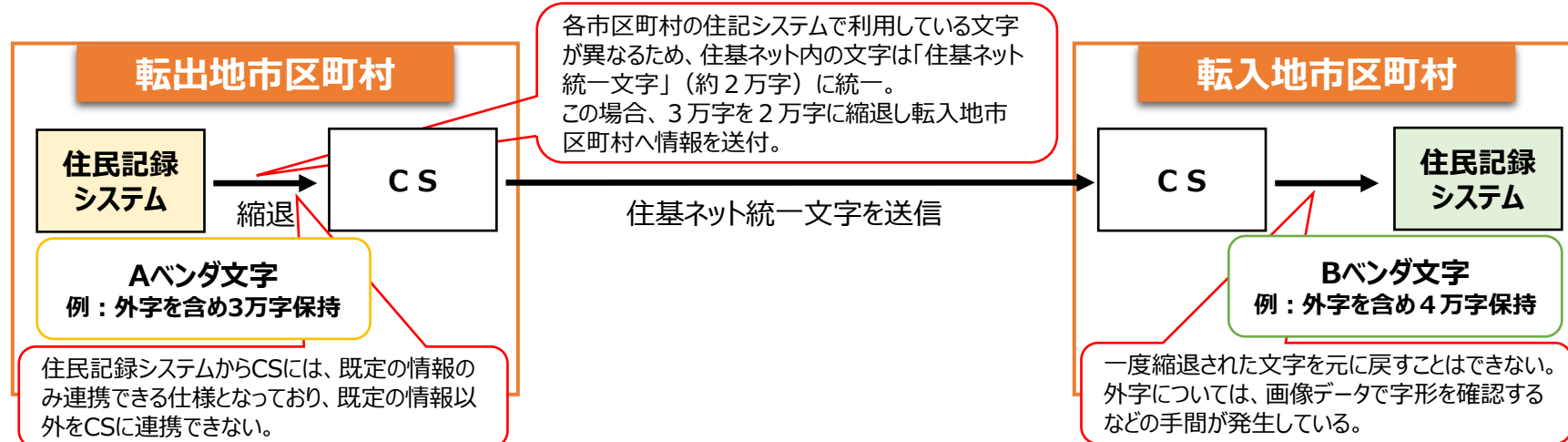


※「地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会報告書」(令和6年7月、デジタル庁)及び文字情報技術促進協議会の公開資料を基に作成

(参考) 地方公共団体情報システム標準化に係る住基ネット改修概要

住民記録システムをはじめとした市区町村の標準化対象システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)第8条の規定に基づき、標準化基準に適合したシステムとすることが義務付けられており、当該標準化基準において、標準化対象システムは全国共通の文字セット(行政事務標準文字)を活用するといったことが規定される見込み。

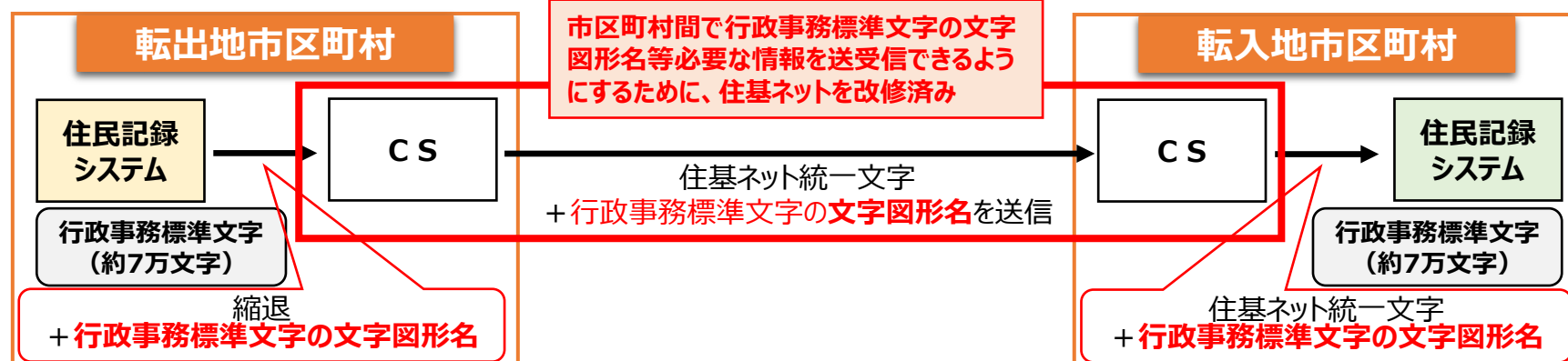
現状



標準化後

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第7条第1項に基づきデジタル庁が定める基準において、標準準拠システムで利用する文字の要件を規定し、文字の統一化(義務化)することとされた。(地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書)

標準化後



(参考) 署名用電子証明書で利用される文字について

- 署名用電子証明書上の氏名は、民間事業者等に一般に普及している文字のみ利用可能であるところ、当該文字以外の文字（外字）を設定した場合、電子証明書を受信した民間事業者等のコンピュータ上で、氏名が正確に表示されない場合がある。
- このため氏名に、民間事業者等のコンピュータ上で正しく表示することができない文字が含まれる場合、民間事業者等で一般的に普及しているJIS規格文字（第1、第2水準+補助漢字）のうちから代替文字を設定して署名用電子証明書を発行
- 民間事業者側の使用文字数が増えない限り、J-LIS側の文字の拡張のみでは対応が困難

・マイナンバーカード

住基ネット統一文字（漢字約2万字）
※住基ネット統一文字にない文字はイメージデータで対応

氏名：大塚 太郎（文字コード：AF69）
住所：東京都〇〇市〇〇1丁目2番地の3
昭和XX年XX月XX日
〇〇市長



ICチップ

・署名用電子証明書

- 民間事業者等の端末で表示できるよう、JIS規格文字（漢字約1万3千字）に縮退した場合

氏名 大塚 太郎
住所 （文字コード：585A）
生年月日
性別

- 外字を使用した場合

氏名 大塚 太郎
住所 （文字コード：AF69）
生年月日
性別

・受信者（民間事業者等）

民間事業者等では一般的にJIS規格文字に対応している

氏名 大塚 太郎
住所
生年月日
性別

電子証明書を受信した民間事業者等のコンピュータでは、当該文字に対応しておらず、文字化けする可能性

氏名 大● 太郎
住所
生年月日
性別

電子証明書の
送付

電子証明書の
送付

検討会のスケジュール（案）

	日程
第1回	7/29（水） ※本日
第2回	9月～10月
第3回	11月～12月
第4回	2月～3月

※ 各回で取扱うテーマについては、検討の進捗状況等を踏まえ日程調整時にご連絡します。